

VAT パッケージ導入プログラム (VIP)

2010年1月1日より導入されるVAT規定の改正 国際間のサービスを提供する企業へ与える影響



いわゆる「VATパッケージ」と呼ばれる新制度の導入に伴って、2010年1月1日からVAT規定が改正される予定です。最も抜本的な改正の影響を受けるのは「事業者間」(B2B)で提供される国境をまたがったサービスです。この影響の例としては下記が挙げられます。

- 国境をまたぐB2Bサービスの提供に伴うVATの取扱いが変更されます。これに加え、リバース・チャージ手続きの下で、VATを課税する事業者、あるいはVATの計上を行う事業者が変更されます。
- EUの顧客へ提供するサービスに関し、当該顧客が自国においてVATの納税義務を負っている場合には、**EC Sales List (ESL)**において、その報告を行う義務が新たに課せられます。
- 国際間のサービス提供を**報告する時期**に新たな義務が課せられます。

欧州におけるVATは売上の約20%(これに対し英国は現在15%)であり、これは1993年の単一市場の導入以来のEUにおけるVAT制度の最も大きな改正のひとつと言えます。VATの事務管理に費用がかかる上、EU内のほとんどの地域でそれを実行するには、さらに多額の費用がかかります。VATの税率を間違ったり、課税場所を間違えることは、コストの面で大きな打撃となります。

影響を受ける可能性の高い事業者

2010年1月1日に導入される最も重要な改正は、国境をまたいでサービスを提供する多国籍企業に対するもので、この中には社内間のリチャージおよびマネジメント費用が含まれます。

これらの改正点は、下記に関連する多国籍企業に最も大きな影響を与えます。

- 特定のEU加盟国にある持株会社にマネジメント・サービスを請求している
- 加工/修理/サービス製造業務の各段階を、EU内の異なる地域において行う
- 複数のVAT登録を行っている、あるいは法人のEU支店
- ロジスティックス
- レンタカー
- 2011年以降、イベント(見本市、展示会等)の主催者
- 2011年以降、研修サービス

下記はこの改正が実際にどのように影響するかを示したものです。

マネジメント費用

国外子会社に請求するマネジメント・サービスには、今後英国VATは課税されなくなります。これら国外の子会社は、英国VATの対象からはずれます。一方、英国内で、マネジメント・サービスの提供者は、それらの取引をESLにおいて報告する義務が発生する。同時に子会社はリバース・チャージVATを計上しなければなりません。すべての加盟国が持株会社に発生したVATの還付を法人に認めているわけではありません。

外部委託したサービス

英国の保険プロバイダー(或いは金融サービス会社)が外部委託した事務処理サービスの提供を受けた場合、例えばインドにあるコール・センターからサービスを受けたような場合には、VATは実質的にほぼ非課税となり、英国事業者には回収不能なVATが発生することはありません。しかし、2010年1月1日以降、これらサービスを受ける英国事業者は、リバース・チャージの手続きの下で、英国VATを計上することになります。つまり、これらサービスを受ける際に英国VATを自ら経理計上し、VATを全額回収できない場合には、回収不能なVATが発生することになります。

英国外で在庫を保管している場合

英国の事業者が他のEU加盟国に在庫を保管している場合、倉庫保管サービスに対して国外VATが発生します。2010年1月1日以降、国外VATは課税されなくなります。しかし、英国事業者は、リバース・チャージ手続きの下で、当該VATを計上する必要があります。国外の倉庫会社は、提供したそのサービスをESLにおいて報告することになります。

他のEU加盟国で行われた修理/製造サービス

他のEU加盟国で物品に対して修理・製造サービスが行われた場合には、国外のVATが発生します。2010年1月1日以降、国外VATは課税されなくなります。しかし、サービスを受ける事業者はリバース・チャージ手続きの下で、自国のVATを経理計上しなければなりません。これにより、多くの企業にとって国外VAT登録義務の件数が減少する結果となることが予想されます。

VAT パッケージ導入プログラム (VIP)

2010年1月1日より導入されるVAT規定の改正
国際間のサービスを提供する企業へ与える影響

VATパッケージを導入するためのシステムの変更を可能にする唯一の万能な対応策はありません。これは異なったシステムを使用している、異なったサプライチェーンが存在する、取引の水準が異なっていることによります。しかし、企業が行わなければならない最低限の作業はあります。以下の表はそれをまとめたものです。

国外から英国へ向けた取引	英国から国外へ向けた取引	対応のための作業
必要な作業 <ul style="list-style-type: none">✓ 国外から受けたサービスを検証し、英国におけるVATの取扱いを最新のものに更新する✓ 国外のサービス提供者:<ul style="list-style-type: none">- 英国で適用されるVATの取扱いを通知- 自社のVAT番号を通知	<ul style="list-style-type: none">✓ 提供したサービスの確認<ul style="list-style-type: none">- 英国におけるVATの取扱いの検討- 国外で適用されるVATの取扱いの確認✓ インボイスが必要かどうかの確認✓ 顧客のVAT番号の確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 検討/更新<ul style="list-style-type: none">- Enterprise Resource PlanningにおけるVATコード;- VATマニュアルおよび手続き✓ 担当者の研修✓ ESLデータを引き出すためのIT システムの対応✓ e-VATの導入.✓ どのインボイスを発行すべきかの確認
PwCの提供サービス <ul style="list-style-type: none">• 使い易い定型様式/提供されたサービスを区分するための判定図(課税/免税) および定型様式を理解するためのそれに関連するヘルプライン• サービスの提供者に対して、英国における当該VATに対する取扱い(課税/免税)を通知するための定型レターを作成	<ul style="list-style-type: none">• 提供したサービスを区分(課税/免税)するための使い易い定型様式およびその定型様式を理解するためのそれに関連するヘルプライン• 顧客の国におけるVATの取扱いの確認• 相手のVAT番号 / 相手国におけるVATの取扱いに関する合意を取り付けるため顧客に送付するための定型レター	<ul style="list-style-type: none">• 定型様式との適合/VAT勘定コードと判定図との照合• 新しい規定に対応するための担当者用VATマニュアルの作成• データ収集および報告書作成のためのIT システムの変更に関するアドバイス• VAT申告書およびESLの検証• コンプライアンスの外部委託
御社への利点 <ul style="list-style-type: none">• サービス提供業者が間違えてESLの記載をしないよう確認• サプライヤーが間違えて国外VAT課税を行うことを回避• VATをリバース・チャージする必要がある場合、インボイスの受領を確認	<ul style="list-style-type: none">• ESLに含まれるべきサービスの確認• 御社が間違えてサービスをESLに記載しないことを確認し、顧客に問題が発生することを回避• 顧客のインボイスが正確であることを確認	<ul style="list-style-type: none">• 御社のシステムが新たな規定に対応可能であり、それに準拠したESL、VAT申告書、インボイスを作成できることを検証• 担当者の認識を高め、新しい規定を正確に適用することを確認

VAT パッケージ導入プログラム

私どもが提供できるサービス

私どもは当初必要とされる業務の変更に関して査定を行い、この変更を実行するために必要な作業にどのようなアプローチが可能かをご相談し、さらに、どの部分で費用削減が可能か、またはどこに費用が発生する可能性があるかを検討します。また、他のEU加盟国でこれらの変更をどのように実行したらよいかに関する情報、あるいは汎欧州における対応策が必要な場合には、EU各国にある弊事務所ネットワークを通して提供することが可能です。

私どものアプローチ

私どもは御社の要請に的確に対応できるアプローチを提供します。まず最初に、私どものVATの専門家と1時間のミーティングを持つことをお勧めします。このミーティングの目的は以下の事項を検討することにあります。

- VATパッケージが御社の業務に与える潜在的影響
- 新たな規定のコンプライアンス、その利点を最大限に活用し、費用を削減する方策の検討

この記事の詳細な情報に関しましては下記までご連絡下さい。

佐藤 穰治
+44(2) 7213 5407 johi.sato@uk.pwc.com

金 保仁
+44(2) 7804 6737 bo.in.kim@uk.pwc.com

岩崎 音靖
+44(0) 121 265 6607 onsei.x.iwasaki@uk.pwc.com